
第三次 備前市行政改革大綱



平成 2 7 年 4 月

岡山 県 備 前 市

1 行財政改革のこれまでの取り組み

本市は、旧備前市、旧日生町、旧吉永町の1市2町による合併を契機に、国の「新地方行革指針」を受け、第一次行財政改革（平成17年度から21年度）として「備前市行政改革大綱」を策定し、その実施計画である「備前市集中改革プラン」により改革に取り組みました。

この第一次行財政改革では、「事務事業の見直し」「自立した地方自治体の確立」「定員管理及び給与等の適正化の推進」「人材の育成と確保」「市民と行政のパートナーシップの推進」「行政サービスの向上と行政の情報化の推進」「公正の確保と透明性の向上」「財政の健全化の推進と財務情報の公表」「公共施設の管理運営」「公共事業のコスト縮減と環境への配慮」「地方公営企業等の経営の健全化の推進」の11の柱のもと、213の取組項目を設定し実施したものです。

■集中改革プラン（H17～21）での取組結果

（単位：千円）

	H17	H18	H19	H20	H21
計画額	25,450	274,700	432,420	583,590	703,090
実績額（効果額）	137,021	670,797	885,495	1,131,533	1,479,930

計画期間中（5年）の計画額を約20億円として、「職員数や給与等の適正化」「公共事業のコスト縮減」などによる歳出削減、「自主財源の確保」などの歳入増の取り組みの結果、180の項目が計画どおり以上に行え、約43億円の効果額を生み出し、一定の成果を上げることが出来ました。

また、その後を引き継ぐ、第二次行財政改革（平成22年度から26年度）として「第二次行政改革大綱」を策定し、その実施計画である「備前市行財政改革プラン」により「最少の経費で最大の効果」を達成できるように、積極的に行政改革を推進しています。

第二次行財政改革では、「経営感覚に基づく行政運営」「健全な財政基盤の確立」「職員の意識改革と能力の向上」「市民との協働による市政の推進」「関連組織の改革」の5の柱のもと、356の取組項目を設定し実施しているところです。

■行財政改革プラン（H22～25）での取り組み結果 （単位：千円）

	H22	H23	H24	H25
計画額	368,180	400,141	500,298	573,175
実績額（効果額）	1,095,232	622,432	868,434	681,328

計画期間中（5年）の計画額を約25億円として、「職員数の削減」「給与の適正化」などによる歳出削減、「税の適正課税・収納対策」などの歳入増に取り組んでおり、平成25年度末の中間報告時点では、120の項目が一部完了以上となっており、約33億円の効果を得ている状況です。

2 さらなる改革の必要性（本市を取り巻く状況）

（1）地方自治の意義

地方自治法（第1条の2第1項）では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に担うものとする。」と規定されています。

この法律に基づき、それぞれの地方公共団体において住民の福祉の増進のため、全国民に一律平等に保障されるべき基礎的サービスは別として、「どのような内容のサービスを住民に提供するか」「どのような体制・方法で行うか」など、それぞれの自治体において、各自自治体の判断に任されています。

本市におきましても、この地方自治の意義を基本として、市民のみなさまの視点・目線を意識し、スピード感のある行政運営を目指しながら、「備前市に住んで良かった」と思っただけの「市民サービスの向上」という行政本来の目的をより明確にし、その有効な手段として、「行政改革」に取り組んでまいります。

（2）新たな地方自治

国では、平成7年に地方分権推進法が成立して以降、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のあり方の見直しなど、本格的に地方分権改革が進められることになりました。

地方分権が進展されていく中、地方公共団体は「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。そして、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立も求められています。

これからは、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任によって地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じていく必要があります。

本市では、これまで旧1市2町で取り組んできた特色のあるまちづくりを踏まえながら、行政運営を行ってまいりましたが、さらに、均衡のある発展と速やかな一体性を確立する必要があります。具体的には、合併のメリットを生かした公共施設の削減や重複した事業の整理等による経費の削減などに、引き続き計画的に取り組んでまいります。

また、備前市まちづくり基本条例に基づき、市民と「協働のまちづくり」の推進に積極的に取り組んでいますが、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対して、常に市民の視点に立って迅速かつ的確に対応するには、職員の専門性や政策形成能力を高めていくとともに、市民を始め、地域、企業やNPOなどとの連携による行政運営を推進していく必要があると考えます。

（3）市が抱える課題

本市の財政状況は、地場産業である耐火物業界の衰退や優良企業の撤退、少子・高齢化による人口の減少などにより自主財源である市税収入の漸減傾向が継続していくことが予想されます。また、依存財源である普通交付税においても、合併算定替えによる額の逡減が平成27年度から始まります。

一方、歳出面においては、保育や高齢者関係経費、生活保護費等の社会保障費、公債費等

の義務的経費、特別会計への財政支援支出が増加するなど、財政の硬直化が懸念されます。

このような中であっても、地方自治体は、行政サービスを持続的に提供し続ける責務を負いつつ、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対して、適切かつ柔軟に対応することが求められています。このことは、本市においても例外ではありません。

また、政府は、アベノミクスにより始動した経済の好循環を更に拡大し、デフレからの脱却と経済再生を実現し、日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施や経済再生と両立する財政健全化に向けて、人口減少の克服と地域活性化に取り組む「地方創生」を最重要課題と位置づけ、その実現に向けて、地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮するよう求めています。

これらにより、限られた予算で、これまで以上に地方分権時代にふさわしい財政基盤の強化を図るため、事業の必要性や効果等を十分に踏まえ、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をそれらに集中するとともに、市民ニーズに対応した行政サービスの更なる充実に努めるなど、簡素で効率的な行政運営の実現が求められています。

以上のような状況から、本市では、「行政サービスの向上」「協働のまちづくり」「持続可能な行政経営」などのキーワードから、新たな「行政改革大綱」を策定し、さらなる行政改革の推進に積極的に取り組んでいくものです。



3 基本理念

「地方自治体の意義」「新たな地方自治」「市が抱える課題」など本市を取り巻く状況から、行政改革の基本理念を次のように定めます。

「協働のまちづくりの主役と役割」

と

「質の高い行政サービスの提供を持続可能とする行政経営」

「協働のまちづくりの主役と役割」

市民と一緒に個性豊かな新しい時代の備前市を創っていくため、「自己決定と自己責任」の原則のもと、市民と行政との役割分担、そして、市民と行政との協働を推進してまいります。

「質の高い行政サービスの提供を持続可能とする行政経営」

市が真に担うべき業務を「選択」し、「集中」していくことで、市民の視点に立ったより質の高い行政サービスが提供できる市政の実現を目指していきます。

また、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、これまで旧1市2町で取り組んできた特色のあるまちづくりを踏まえながら、合併のメリットを生かしてまいります。

そして、それらを支える持続可能な行財政運営システムを構築することが必要であり、行政運営を「管理」型のシステムから「経営」型のシステムへと変えべく、取り組んでまいります。

4 基本方針（柱）

行政改革を推進するにあたり、次の4つの基本方針（柱）を掲げ、改革に取り組めます。

方針1：市民の視点にたった行政サービスの提供

社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対して、市民の視点に立った質の高い行政サービスが柔軟に提供できるように、行政手続きの簡略化や窓口等のサービスの向上に取り組めます。災害発生時には優先的に実行すべき行政サービスについて、その検討を進め、準備を行います。

また、可能な限り行政情報を公開し、市民との情報共有を図ることにより、市民と行政の信頼関係を維持し、行政運営の公正性・透明性を確保します。

行政サービスを的確に提供できる職員及び組織は、社会の変化や多様化・高度化する住民ニーズに柔軟に対応しつつ、常に改革の必要性を認識していなければなりません。このため、職員の能力開発と人材育成を進め、政策目標に基づく組織・機構を構築するとともに職員の定員・給与等の適正化を図り、地域主権時代に相応しい自立性が発揮できる行政体制の確立を推進します。

方針2：市民との「協働の推進」と「役割分担」

地方分権の進展により市の事業及び責任が増大した一方で、規制緩和などにより従来、行政が担ってきた事業について、地域、企業など多様な団体と連携できる範囲が拡大しています。このような状況において、増大する市の事業や責任に対し、より少ない職員でより質の高い行政サービスを提供していくための市民との連携・体制を検討するとともに、より質の高いサービスをどのように効率的・効果的に提供することができるのか民間や外部委託の手法を含めて検討し、その実現を図ります。

また、これからのまちづくりにおける主役の役割分担などを踏まえ、協働による体制整備などの取組みを進め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

方針3：「選択と集中」を基本とした持続可能な財政運営

事務事業については、これまでも事業の「選択と集中」に取り組んできましたが、今後より一層厳しい行政運営が求められることから、行政の関与の妥当性、事業の効率化、市民満足度など総合的な観点から精査し、市が真に担うべき事業を「選択」し、限られた財源をそれらに「集中」していく、「選択と集中」を推進します。

また、成果重視の行政経営を推進するため、行政評価の運用改善に引き続き取り組むとともに、行政経営そのもののP（計画）D（実施）C（評価）A（改善）がより一層機能向上するよう取り組みます。

厳しい財政状況の中で、本市が将来にわたって自立した行政運営を行うためには、自主財源の確保と歳出の抜本的な見直しを行い、安定した財政基盤を確立することが重要です。

このためには、歳入においては、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化など、収入の確保に努めるとともに、新たな財源確保についても検討していきます。

また、歳出においては、費用対効果を十分に踏まえて事業に取り組むとともに、常に経費の削減に取り組むなど、歳出の抑制が求められます。

方針4：公共施設マネジメント

合併後、本市は旧市町から約600の施設を引き継ぎました。これらの施設を維持していくことになれば、今後、老朽化に伴う大規模改修や建替えに係る経費が、今後40年間で総額1,000億円が必要となると試算されており、大きな財政負担になることが予想されています。

そのため、今後の人口の推移や市民ニーズの変化を見越し、公共施設の適正な維持保全・長寿命化を図りつつ、本市の規模に応じた適正な施設数にすることを目指し、統廃合や譲渡等に取り組んでいきます。

5 取組項目及び項目数

項目		項目数
I	市民の視点にたった行政サービスの提供	102
1	サービス提供方法の最適化	59
①	サービス内容の見直し	40
②	広聴・広報など情報提供機会の充実強化	19
2	サービス提供主体の最適化	43
①	組織・機構の見直し	26
②	人材の育成及び確保	17
II	市民との「協働の推進」と「役割分担」	146
1	市民との連携・協力、協働のまちづくり	36
①	市民との連携・協力、協働のまちづくり	36
2	市民と行政及び行政内での役割分担	89
①	市民サービス受益者の適正化	33
②	市民・団体等との役割分担	56
3	民間活力の活用	21
①	外部委託・民間活用の推進	21
III	「選択と集中」を基本とした持続可能な財政運営	67
1	歳入の確保	43
①	歳入の確保	43
2	歳出の削減	10
①	歳出の削減	10
3	持続可能な財政運営の推進	14
①	持続可能な財政運営の推進	14
IV	公共施設のマネジメント	36
1	公共施設マネジメント	36
①	公共施設の維持管理	15
②	公共施設の適正配置	21
合 計		351